

戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会要綱

令和 2 年 1 月 2 1 日市長決裁

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）第 2 4 条の 2 に基づく戸田市移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）を策定するため、同法第 2 4 条の 4 に規定する戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 促進方針の策定に関すること。
- (2) その他促進方針の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、別表第 1 の委員をもって組織し、市長が委嘱又は任命をする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、学識経験者の中から選出する。
- 3 会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 別表第1の2の項から9の項までに規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員が委任状（別記様式）にて指名する者が代理として出席できるものとし、同表の10の項に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（協議結果の報告）

第7条 会長は、第2条に掲げる事項の協議を完了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（謝金）

第8条 会長及び副会長の謝金として、別表第2に定める額を予算の範囲内で支払うものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年1月21日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、促進方針を策定した日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

団体・組織名		人数	
1	学識経験者	2	
2	障害者団体	戸田市身体障害者福祉会	2
		戸田市心身しょうがい児（者）を守る会	1
		戸田市聴力障害者協会	1
3	高齢者団体	戸田市老人クラブ連合会	1
4	子育て支援団体	ぴあママ	1
5	地域活動団体	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	1
		戸田市町会連合会	1
		戸田市商工会	1
		戸田市民生委員・児童委員	1
6	関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課	1
		埼玉県企画財政部交通政策課	1
		埼玉県県土整備部道路環境課	1
		埼玉県都市整備部都市計画課	1
7	施設設置管理者	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	1
		国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所	1
		埼玉県さいたま県土整備事務所	1
8	公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	1
		国際興業株式会社	1
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	1
9	公安委員会	埼玉県蕨警察署	1
10	市		6

別表第2（第8条関係）

役職等	金額（円）
会長	14,000
副会長	13,500

別紙（第6条関係）

委任状

年 月 日

（宛先）

戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会会長

団体・

組織名 _____

氏 名 _____

印

※自署の場合は、押印不要

私は、同団体・組織の（代理人の職・氏名） _____
を代理人と定め、下記事項について代理人へ委任します。

記

・第 _____ 回戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会における議決について

戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会の会長・副会長について(案)

戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会要綱第5条の規定に基づく会長・副会長について、これまでの実績や専門性を踏まえ、以下のとおり選出する。

会長 久保田 尚 (クボタ ヒサシ) 教授

所属

埼玉大学大学院理工学研究科
埼玉大学教育機構社会調査研究センター
埼玉大学研究機構レジリエント社会研究センター

専門分野

都市交通計画／地区交通計画



交通まちづくりの提唱、商店街や住宅地の地区交通計画、観光地の交通問題、交通静穏化のための物理的デバイス（ランプ、ライジングボラード）、休日交通問題、TDM（交通需要マネージメント）、TDO（交通需要おもてなし）、交通主体の行動・心理と交通計画との関連、交通計画と住民参加、政策支援システムとしての交通シミュレーションシステムの利用、ITS（高度交通情報システム）に関する研究などに取り組んでいる。

なお、これまでに公益社団法人日本都市計画学会の会長、国土交通省道路局「ユニバーサルデザインを考える懇談会」の座長、「戸田市都市計画審議会」の会長などを歴任され、交通分野での専門性が非常に高い。

【出典】<http://iirs.saitama-u.ac.jp/staff.html>

<http://www.dp.civil.saitama-u.ac.jp/shokai.html>

副会長 菅原 麻衣子 (スガワラ マイコ) 教授

所属

東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科
東洋大学ライフデザイン学研究科人間環境デザイン専攻

専門分野

建築計画、学校施設計画、まちづくり、
バリアフリー・ユニバーサルデザイン



建築とまちのバリアフリー・ユニバーサルデザインや、障害当事者主体のまちづくり、障害のある児童生徒にとっての学校施設・教育環境に関する研究などに取り組んでいる。

2018年4月から2019年3月の1年間は、デンマークのオールボー大学に籍をおき、デンマークのまちのアクセシビリティ、および教育のインクルージョンに関する研究に取り組んだ。

なお、これまでに国土交通省住宅局「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」の委員、東京都北区「バリアフリー基本構想策定協議会」の委員などを歴任され、建築分野での専門性が高い。

【出典】<https://www.toyo.ac.jp/ja-JP/academics/faculty/hld/professor/dezain/sugawara/>

1. 移動等円滑化促進方針について

1.1 策定の背景と目的

これまで本市にはバリアフリーの取組みの方向性や、行政・住民・事業者等が一体となった具体的なバリアフリー化の進め方について示した計画等がありませんでした。そのため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（以下「バリアフリー法」という）や埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、それぞれの道路や施設のバリアフリー整備を個別に進めてきており、バリアフリーの連続性が不十分な状況が見受けられます。

そのような中、平成30年11月の改正バリアフリー法の一部施行（平成31年4月全部施行）により、「移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という）」が新たな制度として創設されました。

本市は、これを機会と捉え、促進方針の策定プロセスの中でバリアフリー化の意識の醸成を図りながら、連続的なバリアフリーの確保を図るため、市の特色や地域性を踏まえたバリアフリー化の考え方を示す促進方針を策定することとしました。これにより、市・市民・事業者が連携し、ハードとソフトが一体となった取組みを進め、誰もが安心して生活できるよう持続可能な共生社会の実現を目指します。

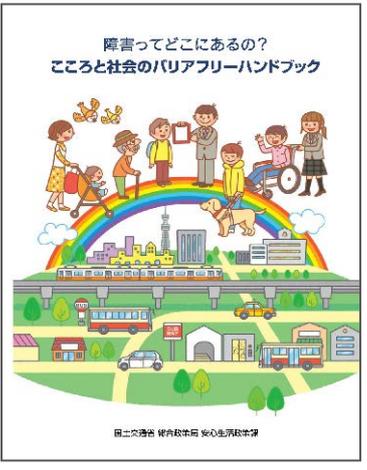
1.2 促進方針に定める事項(バリアフリー法第24条の2関係)

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとしています。また、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の面的・一体的なバリアフリー化を推進するため、促進方針を作成するよう努めるものとしており、バリアフリー法第24条の2において、促進方針に定める事項を規定しています。

本市ではこの規定に基づき以下の7つの事項を定めることとし、当協議会を中心に検討を進めます。

促進方針に定める事項	
1 バリアフリー化の促進に関する目標や全体方針	<ul style="list-style-type: none"> ・促進方針を策定する背景・目的 ・期間 ・位置づけ などについて示します。
2 移動等円滑化促進地区の位置及び区域	促進地区の位置（●●周辺地区等）、地区の範囲と境界設定の考え方、面積について記載します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・促進地区の位置や範囲を示す ・町界・道路など明確な境界で設定する ・設定の考え方を示す </div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><促進地区の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3以上の施設があり、移動が通常徒歩で行われる地区（面積が約400ha未満） ・バリアフリー化の促進が特に必要な地区 ・バリアフリー化による効果が高い地区 </div>

<p>3 同地区内におけるバリアフリー化の促進に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地区の特性 • 地区の特性を踏まえたバリアフリー化の基本的な考え方などについて示します。
<p>4 同地区内における生活関連施設※¹及び生活関連経路※²</p>	<p>高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況、将来の方向性などを総合的に判断し、実態に即して客観的に生活関連経路・生活関連施設を選定します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 駅等からの徒歩圏域を勘案</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">② 高齢者、障害者等の利用状況等を踏まえて生活関連施設を選定</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">③ 生活関連施設同士や公共交通施設からの移動状況を踏まえて、生活関連経路を設定</div> <p style="text-align: center;">出典：国土交通省 総合政策局</p>
<p>5 旅客施設の建設又は道路の新設等における行為の届出に関する事項</p>	<p>旅客施設の建設または道路の新設等を行う際に公共交通事業者等に届出義務を課すことができます。これにより、届出内容がバリアフリー化を図る上で支障があると認められる場合に、市は内容の変更等の要請を行うことができます。</p> <p>促進方針では旅客施設の出入口や出入口に接する道路について届出対象を指定します。</p>
<p>6 バリアフリーマップ作成に必要な情報収集に関する事項</p>	<p>バリアフリーマップ等を作成するために、バリアフリーの状況（多機能トイレの有無、授乳室の有無など）等の情報提供を施設設置管理者等に求めることができます。これにより、高齢者、障がい者等へのバリアフリー情報提供の促進を図ります。</p> <p>【情報収集の項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 旅客施設、道路（義務） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施設位置を示す</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">バリアフリー情報を掲載</div> <p style="text-align: center;">出典：国土交通省 総合政策局、大阪府高槻市 HP</p>

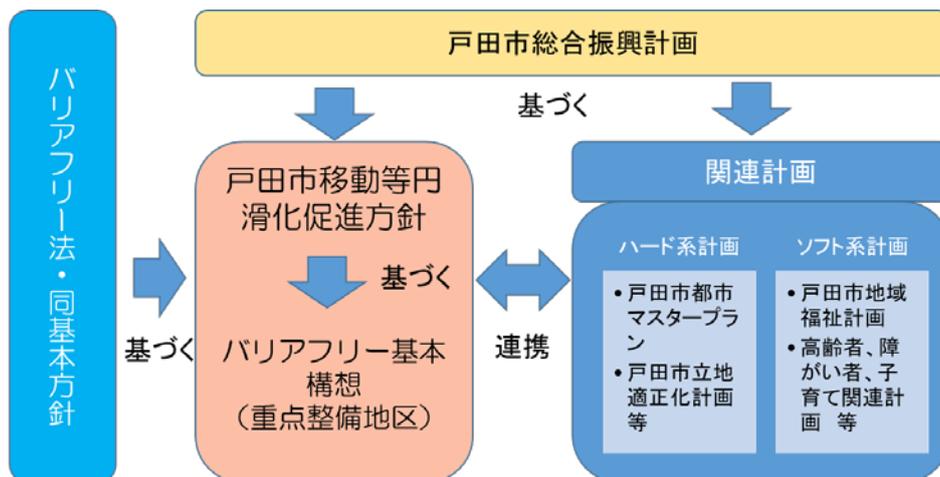
<p>7 心のバリアフリーやマナーの向上等のバリアフリー化の促進のために必要な事項</p>	<p>バリアフリー化を促進する上で、市の発意や主体性に基づき自由な発想で設定した <u>ソフト対策</u> として実施する取組みや方策等を記載します。</p> <p>【取組み・方策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> •心のバリアフリーの推進（バリアフリー化の重要性の周知、障害の理解などの取組み） •情報提供（バリアフリー化の状況を周知するための方策など） •マナーの向上（放置自転車対策、安全な歩行空間確保のための対策など） •促進方針作成後の評価・見直しに向けた方策 	 <p>出典：国土交通省 総合政策局</p>
---	--	---

- ※1 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設など
- ※2 生活関連経路：生活関連施設同士をつなぐ経路

1.3 促進方針の位置づけ

促進方針は、バリアフリー法や国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）に基づき策定します。

策定にあたり、市の上位計画である戸田市総合振興計画との整合を図るとともに、バリアフリーのまちづくりに関わるハード系・ソフト系の各種計画や都市基盤整備事業等と連携し、バリアフリー化を進めていくものとします。



2. 移動等円滑化促進方針の策定に係る基礎調査結果

2.1 基礎調査の目的

促進方針の策定に向けて、令和元年度にアンケート調査をはじめとする基礎調査を行い、検討に必要な資料の整理を行いました。

2.2 調査項目

調査項目	調査内容
(1) アンケート調査	<p>市内のバリアフリー化を推進するにあたり、施設の利用状況やバリアフリーに関する意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。</p> <p><調査期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 11 月 30 日～令和元年 12 月 16 日 <p><対象者・配布数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳を基に無作為抽出した市民【1,000 票】 ・関係団体等（障がい者支援団体、高齢者団体、子育て支援団体、乳幼児健診参加者）【300 票】 <p><回収数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・484 票（回収率 37.2%）
(2) 関連計画・統計データ等の整理	<p>市や県の上位関連計画や市内の高齢者、障がい者等に関する統計データ等を整理しました。</p>
(3) 市内の主要な施設・経路の整理	<p>促進方針の対象となる可能性のある市内の主要な施設を整理しました。また、バリアフリー化を図る対象となる可能性のある歩行者ネットワークについての情報を整理しました。</p>

2.3 調査結果の概要

(1) アンケート調査

アンケート調査結果のうち、特徴的な内容は以下のとおりです。

(結果の詳細は[参考資料2](#)を参照)

質問	主な回答
よく利用する交通手段	自転車 (58%)、徒歩 (56%)、自家用車 (50%)、電車 (32%)、路線バス (19%)、コミュニティバス (14%)
最もよく利用する駅	戸田公園駅 (45%)、戸田駅 (18%)、北戸田駅 (9%)、市外の駅 (12%)
日常的に利用している人が多い施設	戸田市役所 (59%)、イオン北戸田ショッピングセンター (42%)、戸田中央総合病院 (40%)、スーパーバリュー戸田店 (31%)、ビーンズ戸田公園 (21%)、あいパル (21%)、ベルクス戸田店 (21%)、戸田公園駅前行政センター (19%)、T-FRONTE (19%)、文化会館 (17%)、彩湖・道満グリーンパーク (17%)
バリアフリーの満足度	鉄道駅：50～60%程度 駅前広場：戸田公園駅で57%と高めだがその他は40%以下 バス・タクシー：40%程度 歩行空間：20%程度 信号機・横断歩道・建築物・公園等：40～50%程度
災害時のバリアフリー	多くの子育て世代や障がい者は、移動や避難所での生活にバリアフリー上の不安がある。その内訳は、避難場所への移動の不安 (30%)、周囲への迷惑に関する不安 (30%) 「要支援者避難支援制度」「おねがい・まかせて会員」を知らない (71%)
心のバリアフリー	言葉を「よく知っている」「聞いたことはある」 (43%) 困っている人の手助けをしたいが行動には移していない (44%) 学校教育等でバリアフリーを学ぶ機会を増やすことが必要 (52%) 市民の理解・関心を高める広報・啓発活動が必要 (47%)
情報のバリアフリー	バリアフリーマップを知っている (40%)

(2) 関連計画・統計データ等の整理

統計データを整理し、市内の高齢者・障がい者等の居住状況の特徴等を整理しました。

<人口等総数>

- 人口 140,683人
(令和元年12月1日現在)
- 高齢者(65歳以上) 23,046人(16.4%)
(令和元年12月1日現在)
- 子ども(15歳未満) 20,862人(14.8%)
(令和元年12月1日現在)
- 外国人 7,673人(5.5%)
(令和元年12月1日現在)
- 身体障がい者 2,792人(H30手帳保持者数)
- 知的障がい者 762人(H30手帳保持者数)
- 精神障がい者 803人(H30手帳保持者数)
- 観光入込客数 1,370,947人/年(H30県統計)

<人口動態>

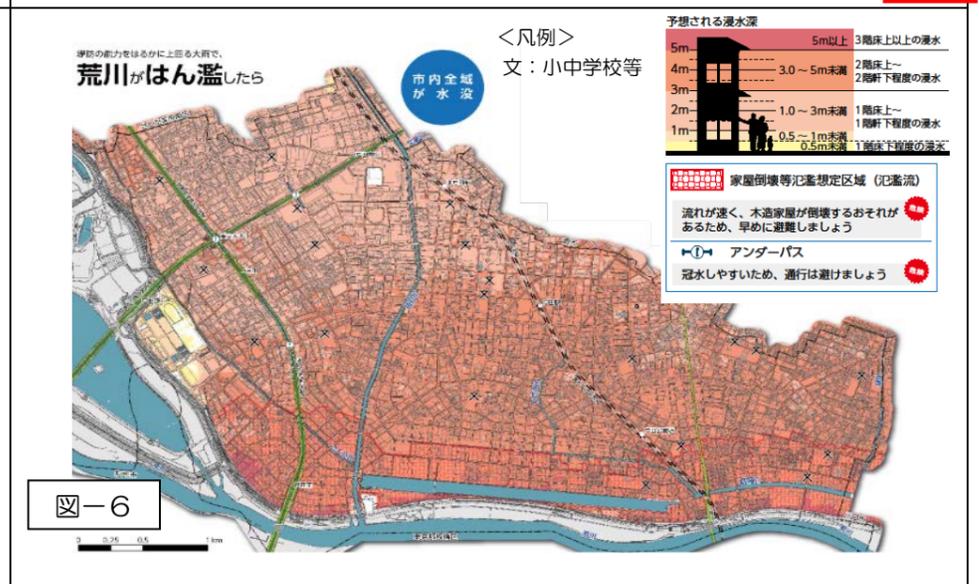
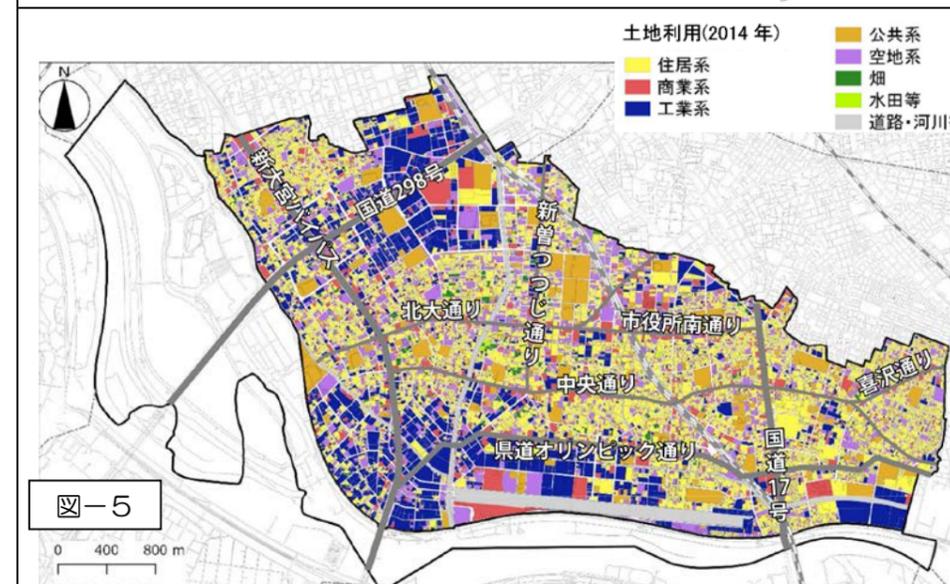
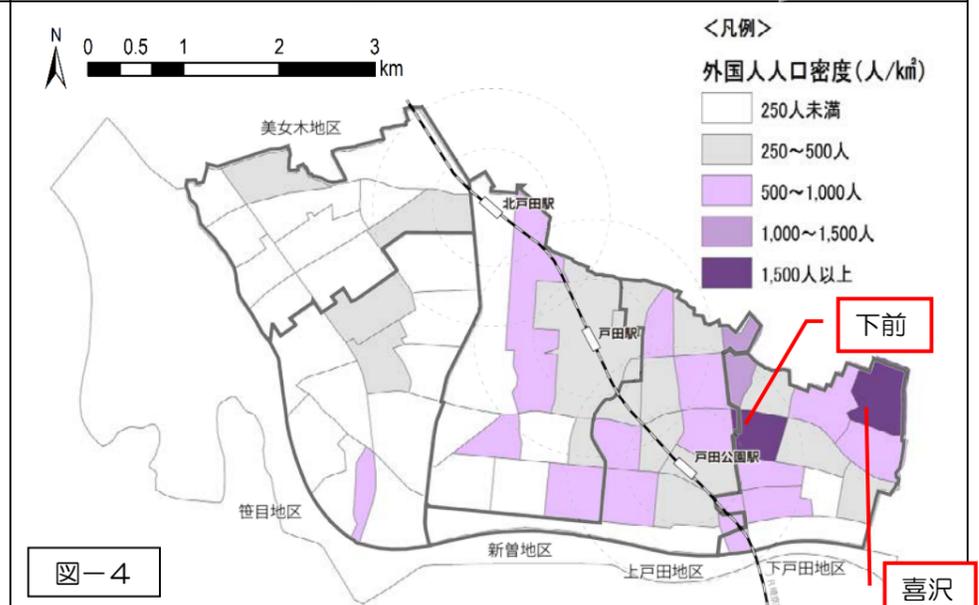
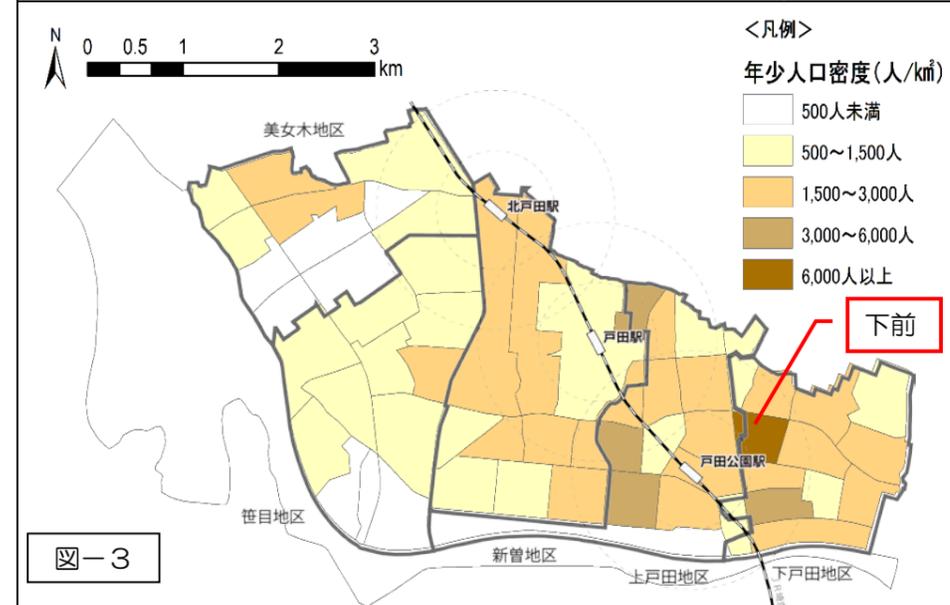
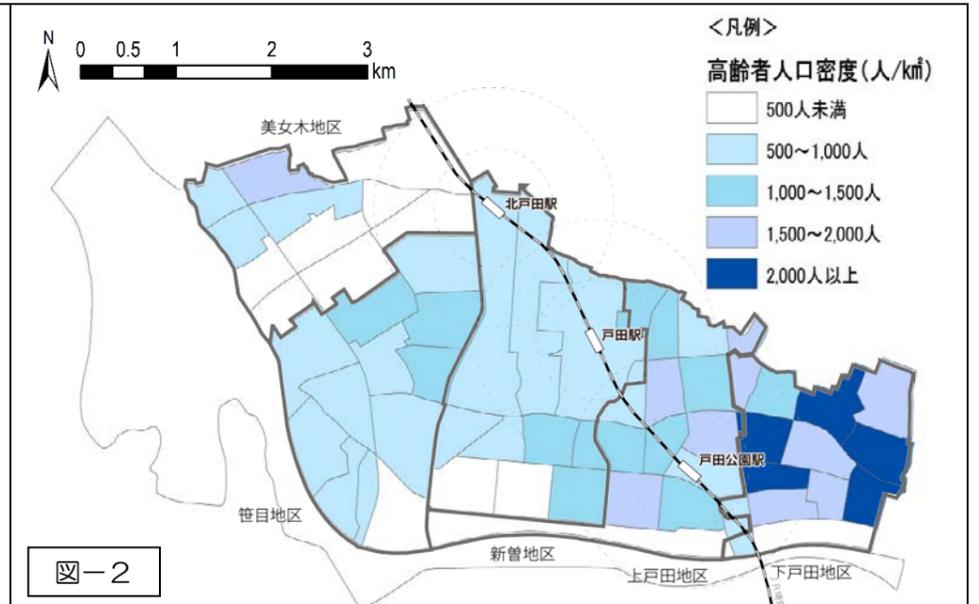
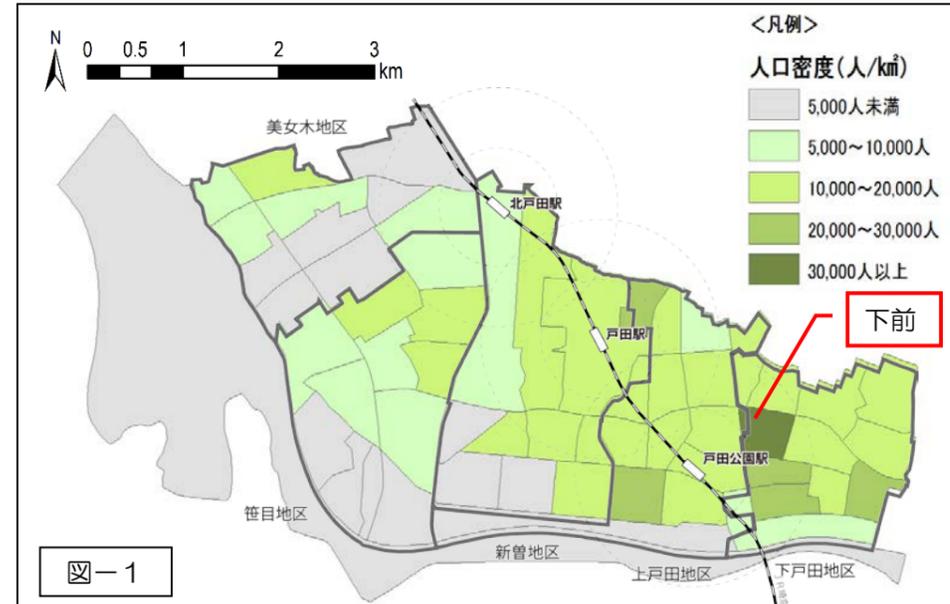
- 団地や大型マンションのある下戸田地区下前の人口密度が特に高い。(図-1)
 - 下戸田地区に高齢者が多い。(図-2)
 - 下戸田地区の下前のほか、上戸田地区の戸田公園駅の西側・東側、戸田駅の東側で子どもが多い。(図-3)
 - 下戸田地区の下前、喜沢で外国人が多い。(図-4)
- (出典:平成27年国勢調査 政府統計の総合窓口 e-stat)

<土地利用(図-5)>

- 市全域に住居系・公共系の施設が分散している。
 - 美女木地区、笹目地区には工業系土地利用が多い。
 - 幹線道路沿いに商業系施設が立地している。
- (出典:第2次戸田市都市マスタープラン(平成31年4月))

<防災(図-6)>

- 荒川が氾濫した場合は、市全域が浸水することが想定されており、小中学校等が緊急避難場所に指定されている。
- (出典:戸田市ハザードブック(平成30年4月))



(3) 市内の主要な施設・経路の整理

バリアフリー法では、移動等円滑化促進地区における生活関連施設及び経路を以下のとおり定義しています。

生活関連施設	：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
生活関連経路	：生活関連施設相互間の経路

これを踏まえ、移動等円滑化促進地区における生活関連施設を設定するため、高齢者・障がい者等を含む不特定多数の利用が想定される施設を、下記の項目別に次ページの表に整理しました。

また、本市では、荒川の堤防が決壊した場合、市内全域に浸水が及ぶことが予測されており、かねてより市民の避難を想定した取り組みなどが進められていることを踏まえ、避難所等の防災関連施設も対象として整理しました。

■抽出条件の設定

項目	抽出する施設
旅客施設	鉄道駅
公共・公益施設	市役所・支所（窓口）、〇〇パル、〇〇センター、コミュニティ施設、図書館、スポーツ施設、児童施設
保健・福祉施設	主に高齢者・障がい者等が利用する福祉施設・保健施設
医療施設	病院（病床数 20 床以上）
商業施設	大規模小売店舗法の届出施設（面積 1,000 m ² 以上）
遊興施設	ボートレース場
宿泊施設	客室数 50 以上のホテル又は旅館
公園・緑地	広域的な利用が見込まれる公園・緑地 （総合公園・近隣公園・都市緑地のうち面積 1ha 以上のもの）
防災関連施設	上記に含まれない避難所・避難場所指定施設

■その他

○立地適正化計画で定めている都市機能誘導区域や土地区画整理事業の区域が考えられます。

○市内の歩行者ネットワークは、「戸田市歩行者自転車道路網整備計画」において、

- ①鉄道駅・学校・商業施設・公共施設等周辺で、歩行者交通量が多い路線
- ②歩行者が関係する交通事故発生件数が比較的多い路線
- ③既に歩道として整備され、できるだけ連続して歩行者が通行できる路線

の考え方から、歩行者ネットワークとして 47.8km を設定し、順次整備を進めていくこととしています。これらに国道・県道を加えた路線が、戸田市における幹線的な歩行者ネットワークであると考えられます。

上記の条件で抽出した施設等を 6 ページの図に示します。

アンケート回答における日常的に利用する割合 オレンジ：10%以上 黄色：5～10% 青：5%以下 白：調査対象外

■戸市内の主要な施設

項目	記号	施設名
旅客施設		JR 北戸田駅
		JR 戸田駅
		JR 戸田公園駅
公共・公益施設	①	戸田市役所
	②	戸田公園駅前行政センター（出張所・駅前配本所・駅前子育て広場・観光情報館トピック）
	③	戸田市役所新曽南庁舎（新曽南多世代交流館さくらパル）
	④	上戸田地域交流センターあいパル（図書館上戸田分室）
	⑤	笹目コミュニティセンターコンパル
	⑥	西部福祉センター（美笹支所・美笹公民館・図書館美笹分室）
	⑦	東部福祉センター（下戸田公民館・図書館下戸田分室・東部連絡所）
	⑧	新曽福祉センター（新曽公民館・勤労福祉センター）
	⑨	図書館（本館）・郷土博物館
	⑩	生涯学習施設（芦原小学校内）
	⑪	文化会館
	⑫	児童センタープリムローズ
	⑬	児童センターこどもの国
	⑭	スポーツセンター
保健・福祉施設	▲1	市民医療センター（地域包括支援センター）
	▲2	心身障害者福祉センター（図書館下戸田南分室）
	▲3	福祉保健センター（社会福祉協議会・障害者生活支援センターわかば）
	▲4	健康福祉の杜（中央地域包括支援センター）
	▲5	いきいきタウンとだ（東部地域包括支援センター）
	▲6	介護老人保健施設（ろうけん戸田）

項目	記号	施設名
医療施設	①	戸田病院
	②	戸田中央総合病院
	③	中島病院
	④	戸田中央産院
	⑤	公平病院
	⑥	戸田中央リハビリテーション病院
商業施設	①	イオン北戸田ショッピングセンター
	②	スーパーバリュー戸田店
	③	T-FRONT
	④	ベルクス戸田店
	⑤	ビーンズ戸田公園
	⑥	ロチャース戸田店
	⑦	ベルク戸田中町店
	⑧	ドイト戸田店
	⑨	マミーマート下戸田店
	⑩	ヨークマート下前店
	⑪	オーケー北戸田店
	⑫	サミットストア戸田駅前店
	⑬	ヤオコー戸田駅前店
	⑭	Yバリュー美女木店
	⑮	ヤマダ電機テックランド戸田美女木店
	⑯	ドラッグセイムス戸田笹目店
	⑰	マルエツ戸田氷川町店
遊興施設	★	戸田競艇場
宿泊施設	①	東横イン埼玉戸田公園駅西口

項目	記号	施設名
公園・緑地	①	後谷公園
	②	新田公園
	③	惣右衛門公園
	④	笹目公園
	⑤	北部公園
	⑥	川岸運動公園
	⑦	彩湖・道満グリーンパーク（彩湖自然学習センター）
	⑧	荒川水循環センター上部公園
	⑨	戸田公園（荒川親水公園・荒川運動公園・戸田桜づつみ）
防災関連施設	①	喜沢小学校
	②	喜沢中学校
	③	戸田第二小学校
	④	戸田東小学校
	⑤	戸田東中学校
	⑥	戸田南小学校
	⑦	戸田中学校
	⑧	埼玉県戸田第一艇庫
	⑨	戸田第一小学校
	⑩	新曽小学校
	⑪	戸田翔陽高等学校
	⑫	新曽北小学校
	⑬	新曽中学校
	⑭	笹目東小学校
	⑮	笹目中学校
	⑯	笹目小学校
	⑰	美女木小学校
	⑱	南稜高等学校
	⑲	美笹中学校
	⑳	美谷本小学校

2.4 市の現状と課題

背景や基礎調査の結果を踏まえ、促進方針の策定に向けた市の現状と課題を以下に整理します。

<現状>

まち	<ul style="list-style-type: none">● JR 埼京線3 駅周辺に主要な施設が分布している。● 歩行者自転車道路網整備計画に基づき、自転車レーンやナビマークの導入が進んでいるが、歩道の整備はあまり進んでいない。● 立地適正化計画が策定されており、都市機能を誘導する区域が定められている。● 都市計画道路や駅前広場整備を含む区画整理事業等が進行中。● 駅や建築物のバリアフリー満足度が比較的高い一方、歩行空間の満足度が特に低い。
ひと	<ul style="list-style-type: none">● 子育て世代が多いことが特徴だが、将来的には高齢化が進行する。● 一部の地域では比較的外国人が多い。● 心のバリアフリーの認知度が低く、困っている人を見かけても手助けの行動に移せない人が多い。
防災	<ul style="list-style-type: none">● 市全域が荒川氾濫時の浸水区域であり、防災（水害対策）の先進的な取り組みがある。● 多くの障がい者やその保護者・支援者、子育て世代等が、避難や避難先での生活に不安を感じている。● 「おねがい・まかせて会員」など障がい者等の支援の仕組みがあるが、認知度が低い。

<課題>

ハード・ソフトの連携による、市のバリアフリー化の方向性を示す必要

- ①バリアフリーのまちづくりに関する方針を示すにあたり、高齢者、障がい者だけでなく、その支援者や妊産婦、子育て世代等も想定して検討を進める必要がある。
- ②共生社会の実現に向け、施設整備などのハード整備によるバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーなどのソフト面も推進する必要がある。
- ③バリアフリー化を推進するにあたり、利用主体となる市民や利用者の参画を促すとともに、促進方針の検討プロセスを通じて、バリアフリーに関する意識を醸成していく必要がある。

施設配置等の状況や関連計画等を踏まえた一体的かつ連続的なバリアフリー化の推進

- ④多くの関連事業が実施中であり、公共施設等の集積が見られる JR 埼京線3 駅周辺を中心に、主要な施設、施設間の経路や交通手段の一体的なバリアフリー化を進めていく必要がある。

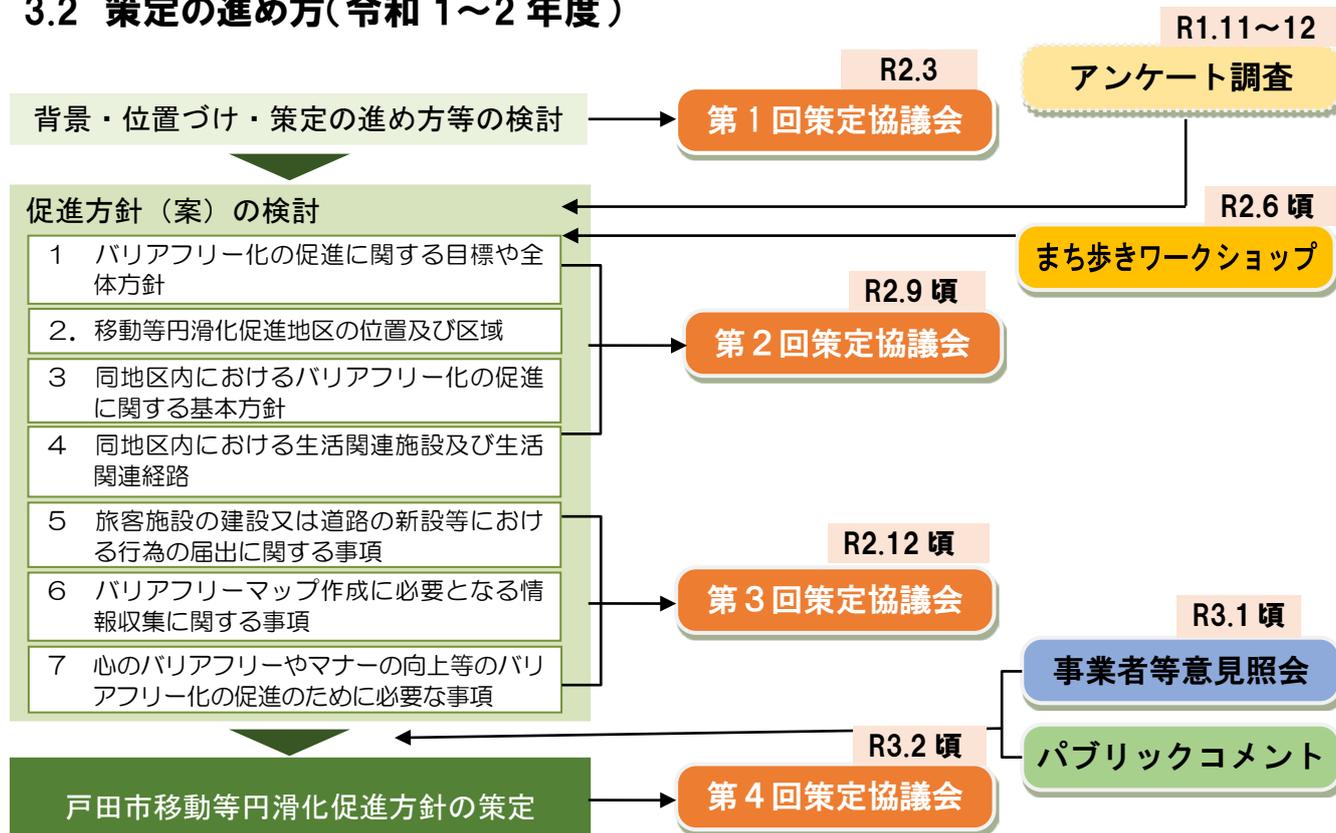
3. 移動等円滑化促進方針の策定の進め方

促進方針の策定にあたっては、策定協議会を中心に、下記の体制・スケジュールで高齢者・障がい者等、施設設置管理者等をはじめ、広く市民の意見を収集する機会を設けて検討を進めていきます。

3.1 策定体制と役割・構成

策定協議会	促進方針に関する協議・調整や合意形成を行う母体。法に基づいて設置する。	学識経験者・障がい支援団体・高齢者団体・子育て支援団体・施設管理者・事業者・行政関係者等
まち歩きワークショップ	多様な主体の参画による現地確認・意見交換を行い、バリアフリーに関する意識の共有を図る。	市に在住の高齢者・障がい者等視察施設の管理者（現地協力）
事業者等意見照会	促進方針（案）を施設設置管理者に周知し、意見を把握する。	施設管理者・行政関係者
パブリックコメント	促進方針（案）を広く周知し、意見を把握する。	市民等全般

3.2 策定の進め方(令和1～2年度)



3.3 策定における基本的な考え方

資料4 2.4 市の現状と課題を踏まえ、促進方針の策定の考え方を以下に示します。

①障がい者、高齢者、子育て世代等の多様な意見に基づいたバリアフリー推進の考え方を示す

これまでにバリアフリーのまちづくりに関する市の具体的な方向性を示した計画等はないことから、道路・公共交通・交通安全施設・建築物・公園等のバリアフリー化の推進にあたり、障がい当事者やその支援者、高齢者、子育て世代等の声を聴き、市としての考え方を広く共有できるような全体方針を示します。

②市の関連事業にバリアフリーの考え方を浸透させる機会とする

道路整備や土地区画整理事業、防災関連事業、公共施設の再編等の事業を実施する 関連部署との連携・情報共有を図り、策定プロセスを通じてハードとソフトの両面から市の関連事業にバリアフリーの考え方を浸透する機会としていきます。

③市民等の多様な参画を促進し、バリアフリーへの理解を深める機会とする

心のバリアフリーや災害時の相互支援の仕組み等の認知度が低いことを踏まえ、障がい当事者やその支援者を含む市民や施設設置管理者の多様な参画を促進するとともに、策定プロセスを通じて広くバリアフリーへの理解を深める機会とします。

④駅周辺や主要施設が多く分布する地区を促進地区とし、地区別のバリアフリー方針を示す

バリアフリー化の必要性が高い地域で一体的なバリアフリー化を推進するため、下図の考え方（案）で バリアフリー法に基づく促進地区を設定し、対象となる具体的な施設・経路、バリアフリー推進の考え方を示します。



促進方針でバリアフリー化の方向性を示し、基本構想へ

促進方針を踏まえ、将来的には具体的な事業推進を図る基本構想を策定

促進地区のうち、関連する都市基盤整備事業が見込まれる地区については、将来的には重点整備地区に設定し、促進方針に続き、基本構想を策定する方向性とします。基本構想では、事業推進にあたり確実にバリアフリー化が進むよう、具体的な特定事業の設定を行います。

3.4 まち歩きワークショップの実施イメージ

移動等円滑化促進方針の検討に際し、経路や施設等のバリアフリーについてより具体的なイメージを持っていただけるよう、市民参加型のまち歩き・意見交換を実施します。

施設や経路の状況、課題等を、参加者同士で意見を出し合うことにより、今後、促進方針を策定し、推進すべき内容について意識を共有することを目的とします。

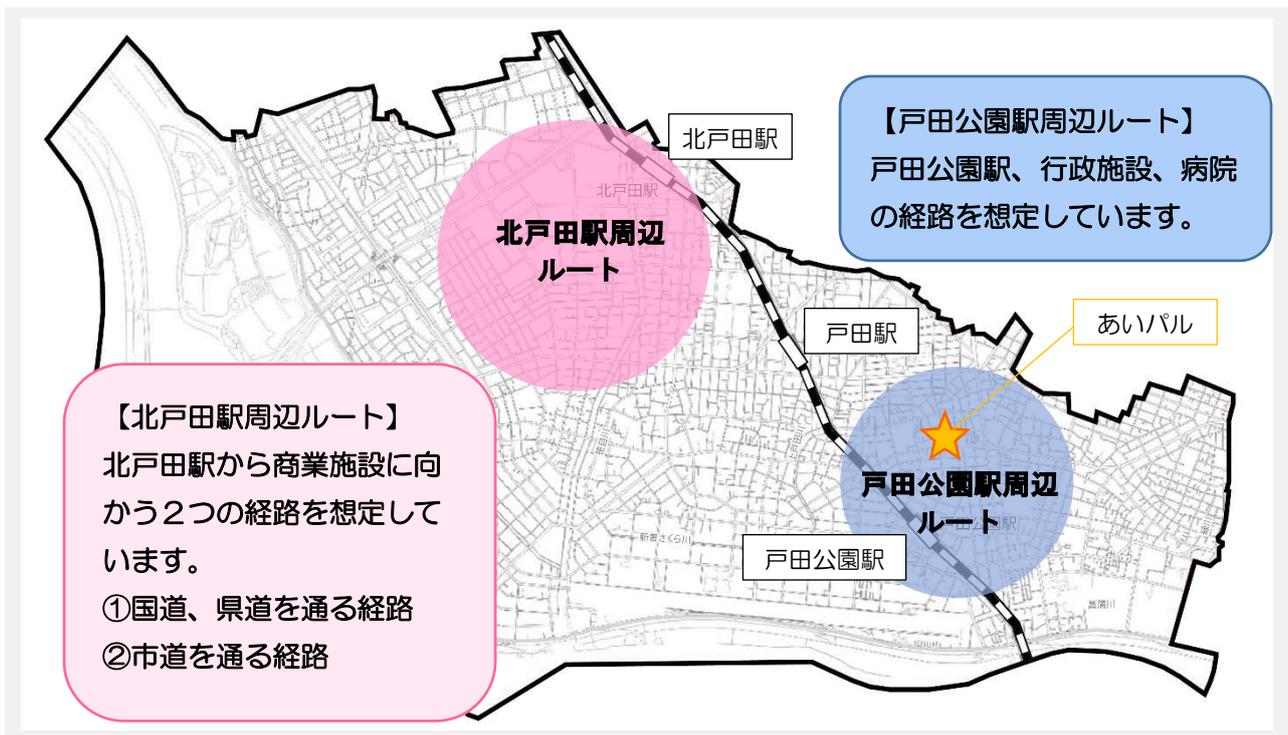
(1) 開催概要

日程	令和2年6月頃実施予定（平日午後4時間程度） ※ 雨天決行、ただし荒天の場合は延期（もしくは中止）。
集合・意見交換場所	上戸田地域交流センターあいパル
内容	資料説明、現地視察、意見交換
メンバー	3班構成(1班9名前後) <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者 各班1名 ・視覚障がい者補助 各班1名 ・車いす使用者 各班1名 ・他、協議会構成員、付添者、施設設置管理者等 各班6名程度

■ 視察場所（想定）

視察テーマに沿った視察場所として、戸田公園駅周辺1班、北戸田駅周辺2班の3班構成でまち歩きを行うことを想定しています。

なお、対象となる施設については、[資料4](#)2.3調査の結果概要（1）アンケート調査の利用状況や満足度に基づき設定しています。



(2) 視察のポイント

4つのテーマを設定し、まち歩きワークショップを実施します。

テーマ	視察のポイント	視察経路・施設等 (想定)
鉄道駅・ バスターミナル 周辺の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 駅の整備における配慮 駅前広場・バスターミナルでの配慮 等 	<ul style="list-style-type: none"> JR 北戸田駅 JR 戸田公園駅 及び駅前広場
道路の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備での配慮 歩道設置困難な道路での配慮 バス停留所の整備における配慮 誘導用ブロックの連続性 等 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者ネットワーク を構成する路線 (国道・県道・市道)
建築物の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 多くの人が利用する施設の整備での配慮 上下移動(エレベーター・階段)、トイレ、駐車場等 での配慮 窓口での配慮や人的対応、サービスでの配慮 避難時を想定したバリアフリー対応の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 行政施設 商業施設 病院 等

※立ち入り施設については、今後、施設設置管理者等と調整をして決定していきます。

(3) 想定プログラム

項目	時間	内容
1.開会・説明	(15分)	<ul style="list-style-type: none"> ○開会挨拶 ○市のバリアフリーの取組紹介 ○本日の目的及び進め方の説明
2.現地確認	(10分)	～班ごとの進行へ～ <ul style="list-style-type: none"> ○参加者自己紹介 ○班ごとのテーマ、現地視察ルートの確認 ○現地視察の出発準備
	(120分)	○現地視察 ※移送時間も含む
(休憩)	(15分)	
3.意見交換	(60分)	<ul style="list-style-type: none"> ○視察のポイントに沿った意見交換 ○バリアフリー全般の課題に関する意見交換
4.閉会	(20分)	<ul style="list-style-type: none"> ○意見交換内容の共有 ○総括 ○閉会挨拶



実施イメージ

様々な立場の人があつまり、テーマごとにまちなかを歩いて市のバリアフリー課題を確認します。会場に戻った後は、気づいたことや、実現可能な改善策の提案などについて、自由に意見を話し合い、参加者全体で共有します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (以下、「バリアフリー法」という)について

バリアフリー法に関する社会的背景と経緯

●ハートビル法と交通バリアフリー法

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。

このような背景の中、平成6年に、不特定多数の人たちが利用し、または、主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という)が制定されました。

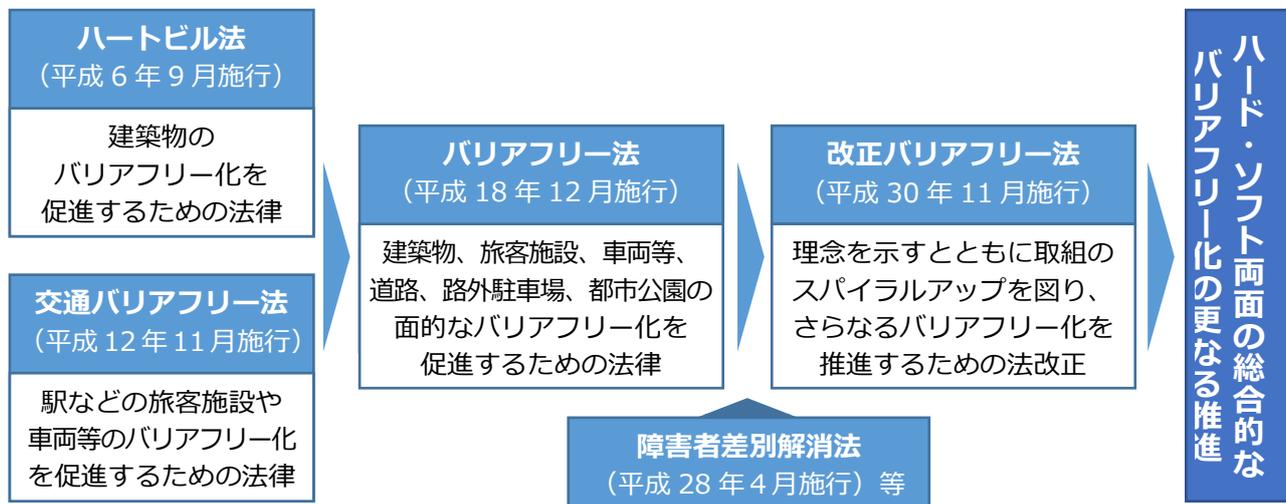
さらに、平成12年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という)が制定されました。

●バリアフリー法

平成18年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「バリアフリー法」が制定されました。

●改正バリアフリー法

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」、平成28年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機契機とする取組みとして、ハード・ソフト両面の総合的なバリアフリー化を推進することとし、平成30年11月に改正バリアフリー法が一部施行され、「移動等円滑化促進方針」が新たな制度として加わりました(平成31年4月全部施行)。



アンケート調査結果（主な内容の抜粋）

1. 調査の概要

市内のバリアフリー対策を推進するにあたり、施設の利用状況やバリアフリーに関する意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。

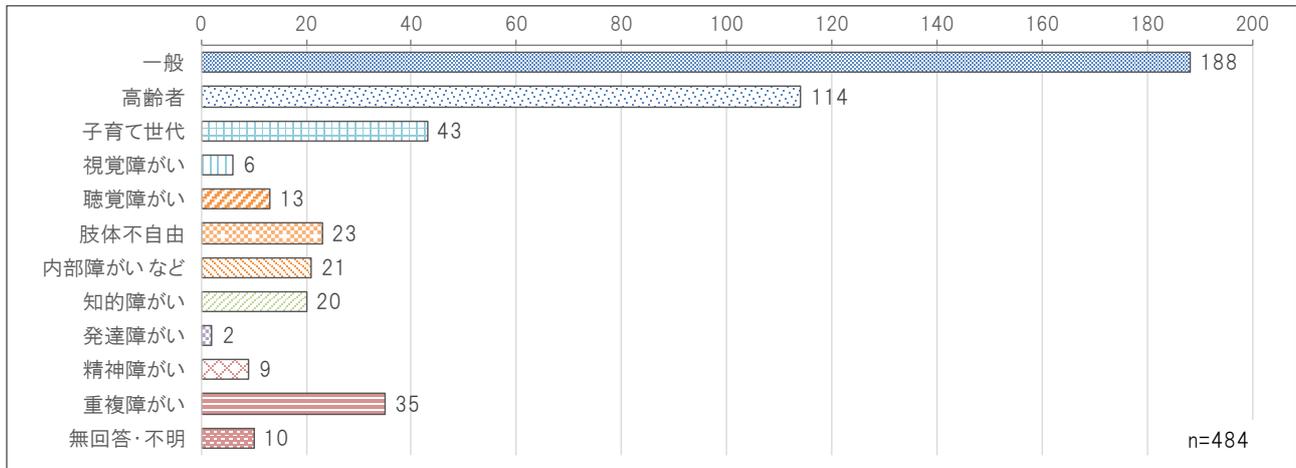
表 アンケート調査の概要

対象者	◆ 一般市民 住民基本台帳よりランダム抽出	◆ 関係団体 障がい者支援団体・高齢者団体・子育て支援団体・乳幼児健診参加者
配付	郵送配付・郵送回収：1,000 票	団体配付・団体または郵送回収：300 票
回収	484 票（回収率 37.2%）	
	300 票（回収率 30.0%）	184 票（回収率 61.3%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・個人属性 ・主要な交通手段、よく利用する施設・経路 ・駅・バス・タクシー・道路などのバリアフリー状況への満足度 ・移動や施設の利用時の困りごと ・避難場所の認知度、災害時のバリアフリー上の不安、災害時への対策 ・心のバリアフリーの認知度、意識、行動、施策、意見 ・情報のバリアフリー・バリアフリーマップの認知度 ・公共サインの満足度・困りごと ・その他自由意見 	

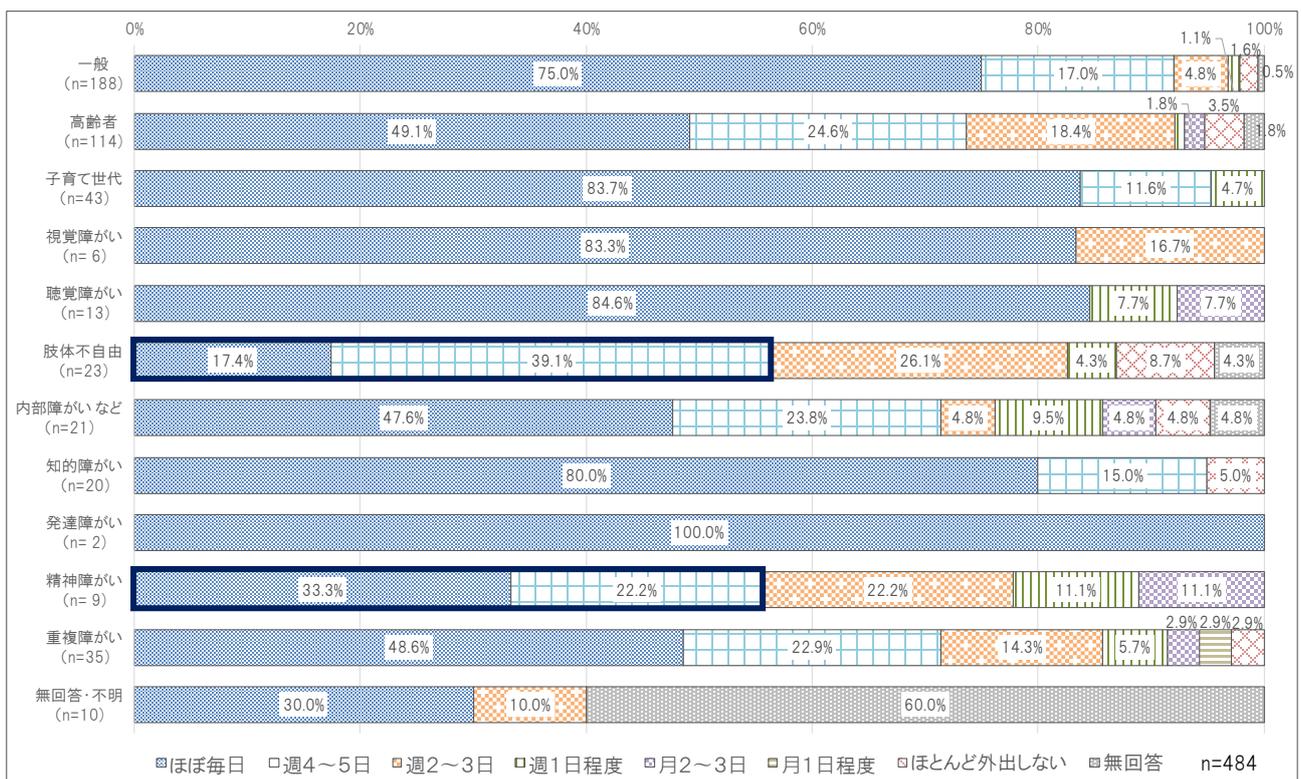
2. 調査結果(抜粋)

設問1 ご自身のことについて

1) あなたもしくは同居者の属性/障がい等の種類を教えてください。



2) どのくらいの頻度で外出しますか。

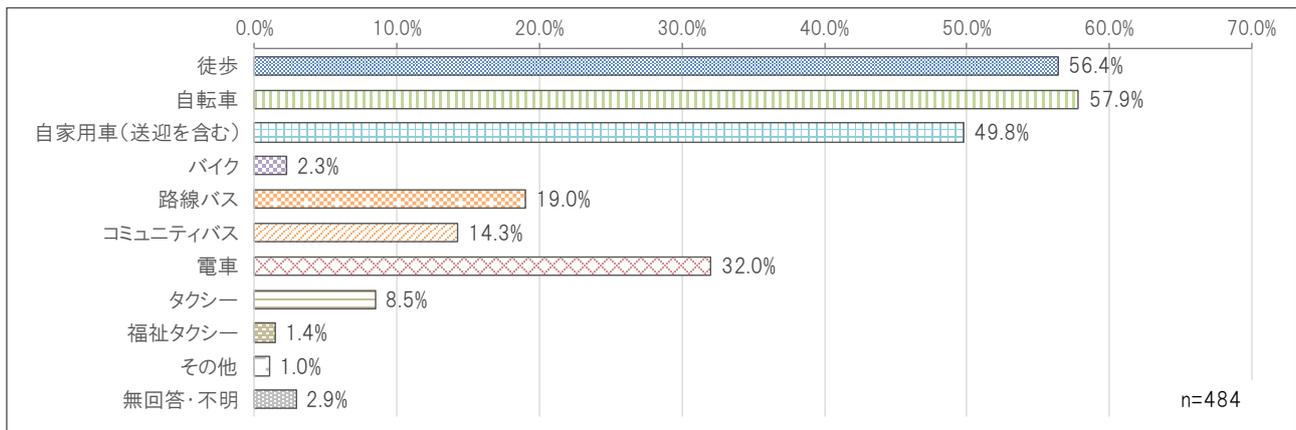


回答の傾向

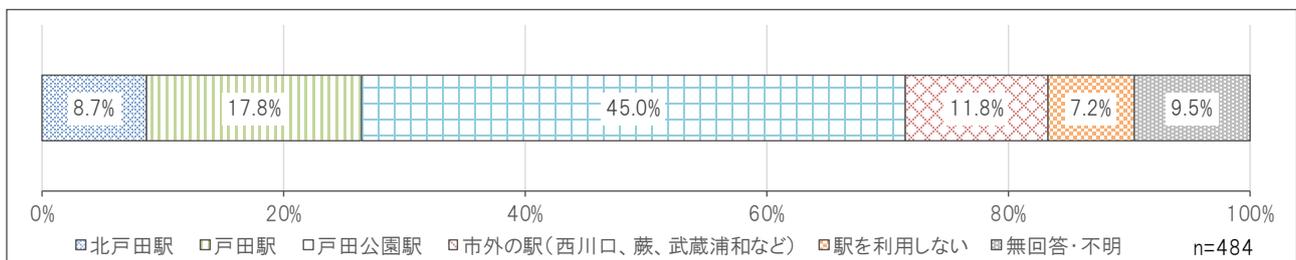
- 回答者は、一般の方（他の属性に当てはまらない方）が約4割、障がい者が約3割、高齢者が約2割、子育て世代が約1割。
- 全ての属性で外出頻度は高いが、肢体不自由者と精神障がい者では週4日以上外出している方は6割以下である。

設問2 市内での移動手段や利用する施設について

1) 日頃、よく利用している交通手段を教えてください。(複数回答)



2) 日頃、最も利用する駅を教えてください。

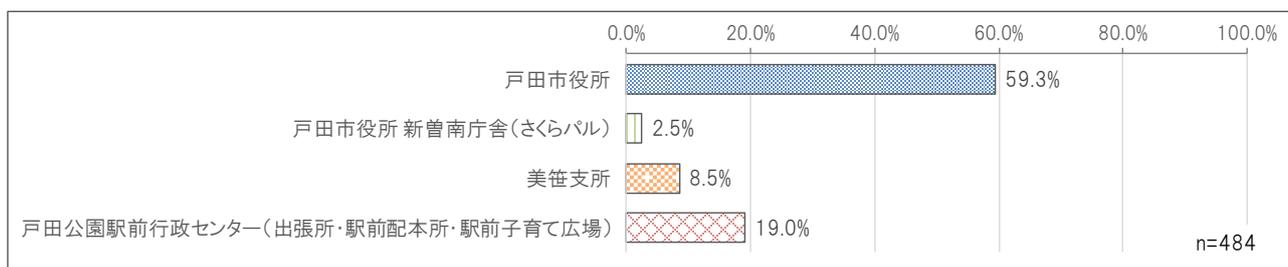


回答の傾向

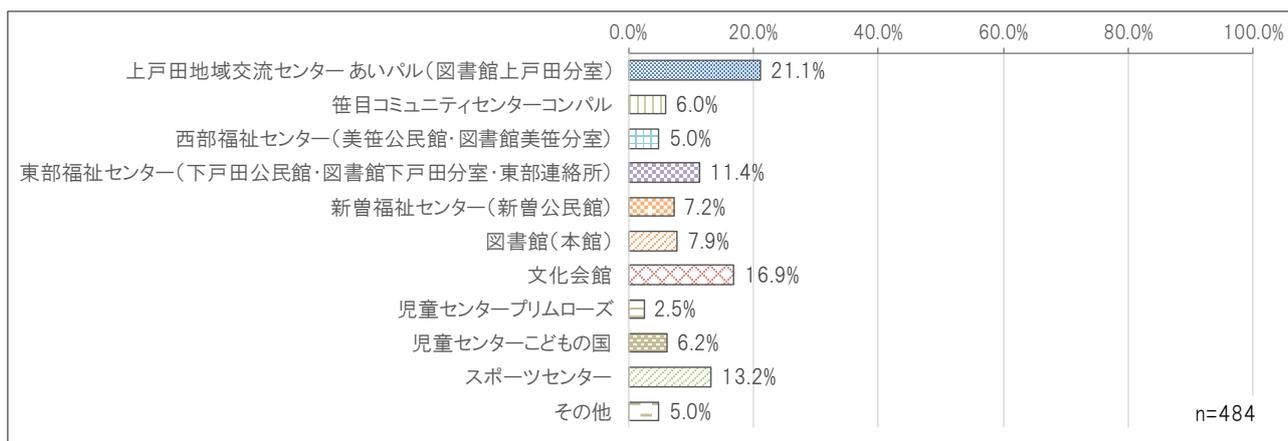
- 回答者の約6割程度が徒歩・自転車、約3割が鉄道、2割が路線バスを利用している。
- 回答者の約5割が戸田公園駅、約2割が戸田駅を最も日常的に利用している。

3) 日常的に利用する施設名を教えてください。(それぞれ3つまで〇)

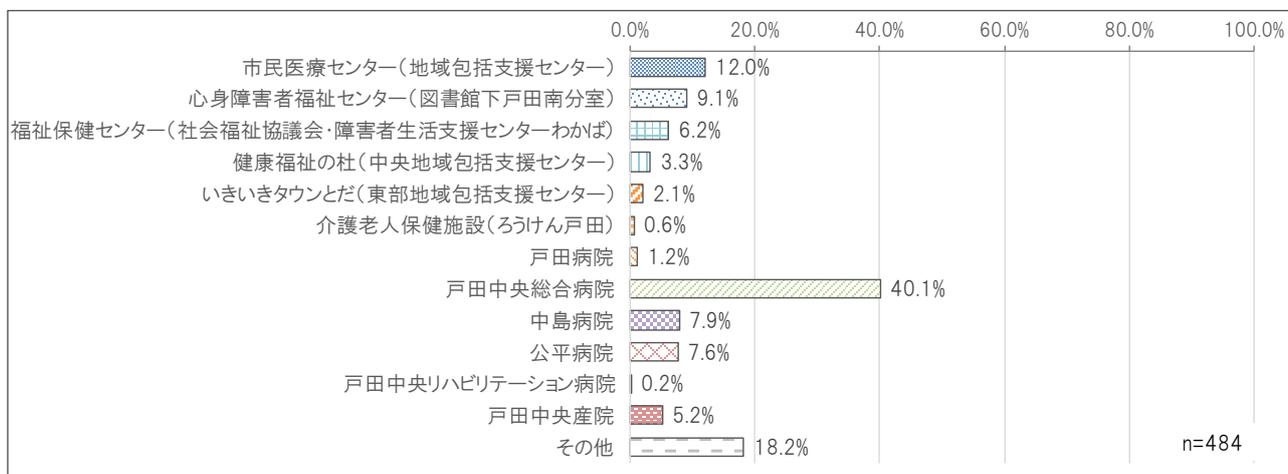
■ 公共施設：市役所・支所（窓口）



■ 公共施設：文化・教養・スポーツ施設



■ 医療・福祉施設

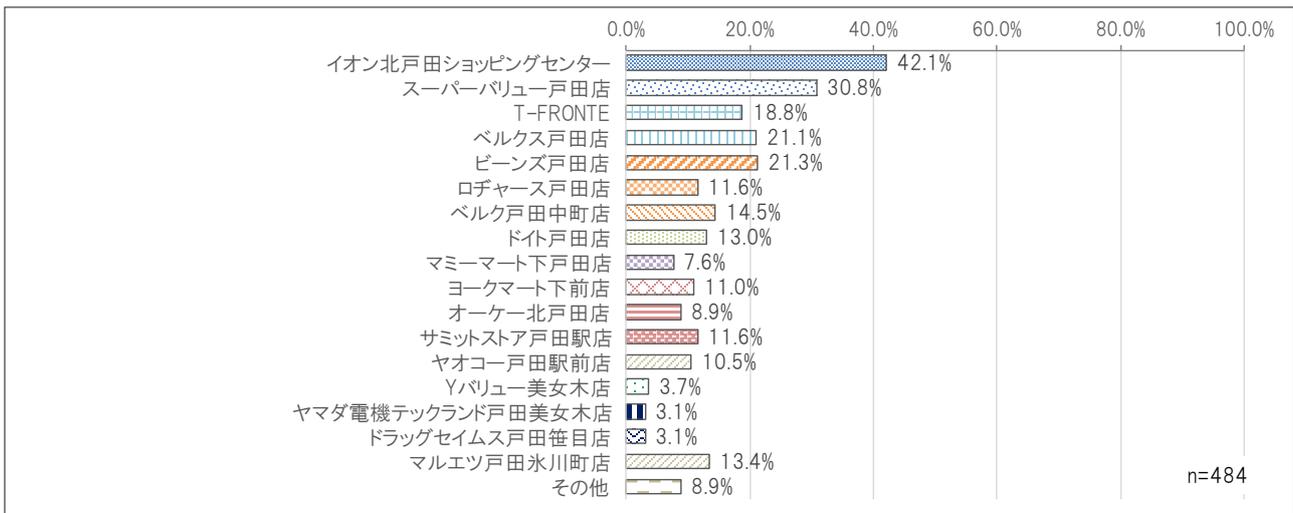


■ 障がい別に見たよく利用されている施設（公共施設、医療・福祉施設）

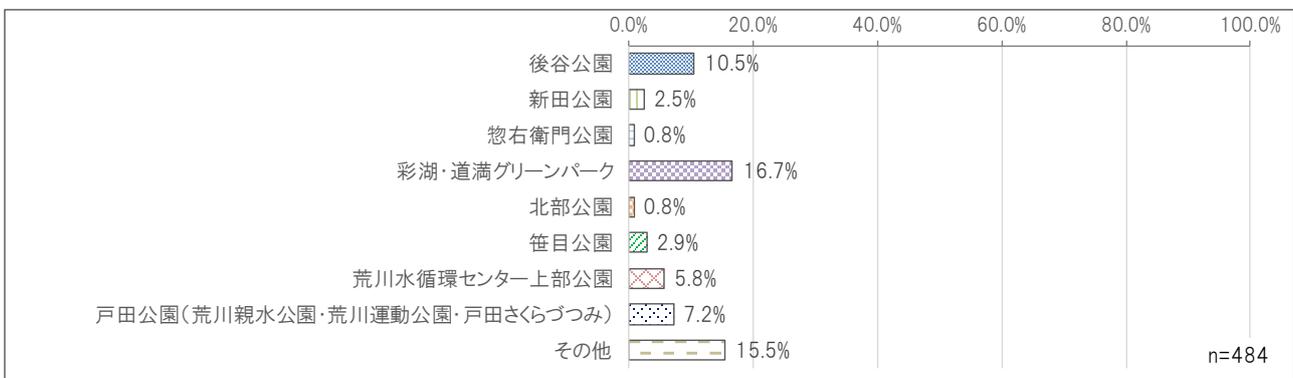
	戸田市役所	戸田公園駅前行政センター	上戸田地域交流センター あいパル	文化会館	市民医療センター	心身障害者福祉センター	戸田中央総合病院
一般 (n=188)	59.0%	23.9%	17.6%	15.4%	9.0%	5.3%	38.3%
高齢者 (n=114)	59.6%	14.9%	19.3%	21.1%	13.2%	1.8%	43.0%
子育て世代 (n=43)	51.2%	32.6%	37.2%	2.3%	16.3%	9.3%	27.9%
視覚障がい (n=6)	83.3%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	16.7%	50.0%
聴覚障がい (n=13)	69.2%	30.8%	46.2%	0.0%	0.0%	53.8%	53.8%
肢体不自由 (n=23)	52.2%	17.4%	8.7%	26.1%	21.7%	30.4%	52.2%
内部障がいなど (n=21)	47.6%	4.8%	9.5%	23.8%	9.5%	4.8%	61.9%
知的障がい (n=20)	70.0%	10.0%	30.0%	30.0%	15.0%	20.0%	30.0%
発達障がい (n=2)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
精神障がい (n=9)	88.9%	0.0%	11.1%	11.1%	22.2%	11.1%	11.1%
重複障がい (n=35)	68.6%	11.4%	25.7%	20.0%	14.3%	14.3%	48.6%
無回答・不明 (n=10)	30.0%	10.0%	30.0%	10.0%	0.0%	10.0%	10.0%
全体の割合	59.3%	19.0%	21.1%	16.9%	12.0%	9.1%	40.1%

※赤色セル：全体の割合より利用率が5%以上高いもの

■ 商業施設



■ 公園



■ 障がい別に見たよく利用されている施設（商業施設、公園）

	イオン北戸田 ショッピングセンター	スーパーバリュー 戸田店	T-FRONTE	ベルクス戸田店	ビーンズ戸田店	彩湖・道満 グリーンパーク	荒川水循環センター 上部公園
一般 (n=188)	46.8%	35.1%	21.3%	20.2%	27.7%	18.6%	2.7%
高齢者 (n=114)	39.5%	33.3%	9.6%	22.8%	14.0%	14.9%	8.8%
子育て世代 (n=43)	48.8%	39.5%	39.5%	23.3%	34.9%	25.6%	14.0%
視覚障がい (n=6)	66.7%	33.3%	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	16.7%
聴覚障がい (n=13)	7.7%	30.8%	15.4%	46.2%	38.5%	7.7%	7.7%
肢体不自由 (n=23)	39.1%	17.4%	4.3%	30.4%	4.3%	8.7%	4.3%
内部障がいなど (n=21)	28.6%	14.3%	4.8%	4.8%	9.5%	19.0%	4.8%
知的障がい (n=20)	45.0%	20.0%	15.0%	20.0%	20.0%	15.0%	5.0%
発達障がい (n=2)	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
精神障がい (n=9)	33.3%	11.1%	11.1%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%
重複障がい (n=35)	45.7%	25.7%	31.4%	11.4%	17.1%	20.0%	2.9%
無回答・不明 (n=10)	10.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体の割合	42.1%	30.8%	18.8%	21.1%	21.3%	16.7%	5.8%

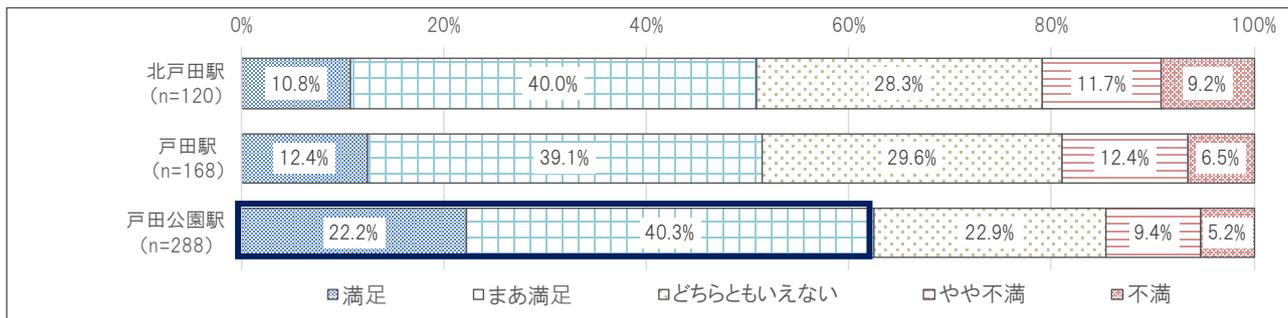
※赤色セル：全体の割合より利用率が5%以上高いもの

回答の傾向

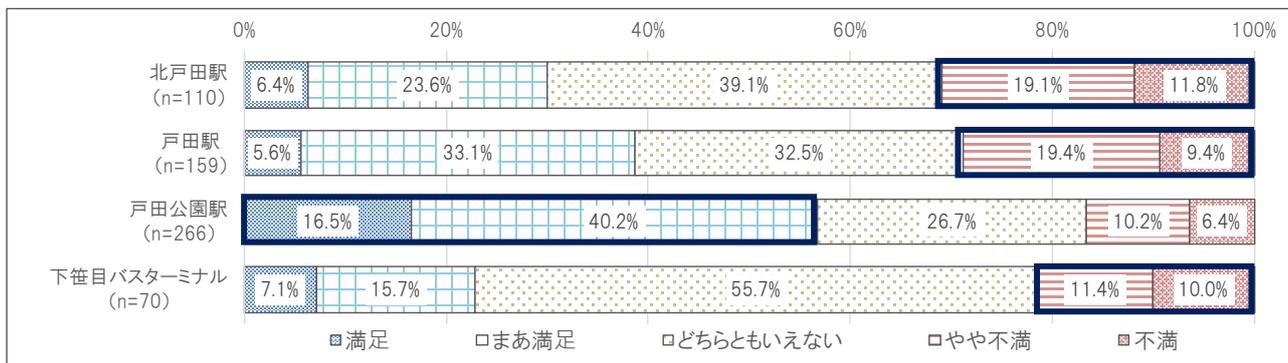
- ・回答者の約4割以上が利用している施設は、市役所・戸田中央総合病院・イオン北戸田ショッピングセンター。
- ・回答者の約2割が利用している施設は、戸田公園駅前行政センター・上戸田地域交流センターあいパル・文化会館・スーパーバリュー戸田店・T-FRONTE・ベルクス戸田店・ビーンズ戸田店・彩湖・道満グリーンパーク。
- ・日常的に利用されている施設は、市役所や大型の商業施設・病院・公園が多い。市役所・心身障害者福祉センター・戸田中央総合病院では、特に障がい者の利用割合が一般の利用者より高い傾向がある。

設問3 市内のバリアフリー状況に関する満足度について（無回答・不明を除いて集計）

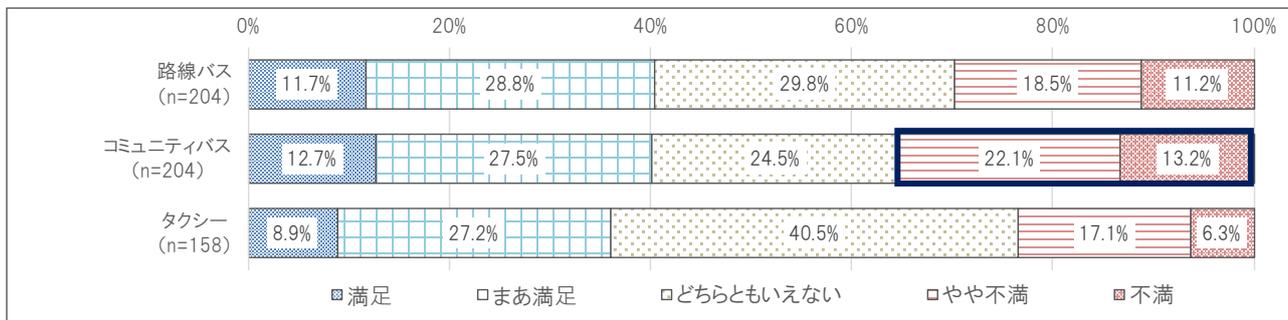
■ 鉄道駅



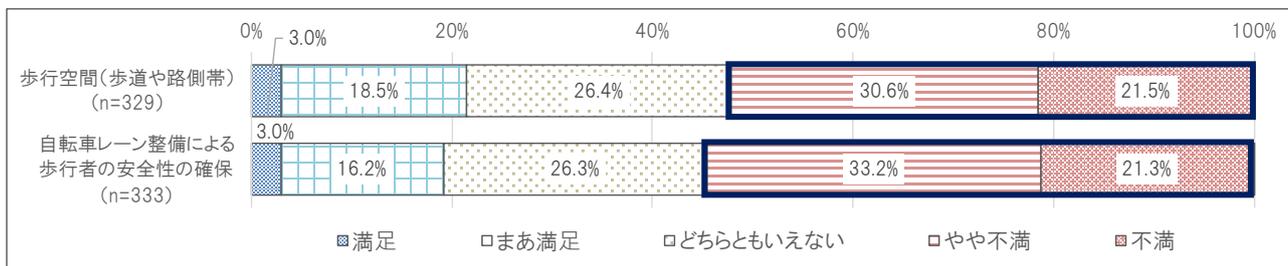
■ 駅前広場等（バス停・タクシー・乗降場なども含む）



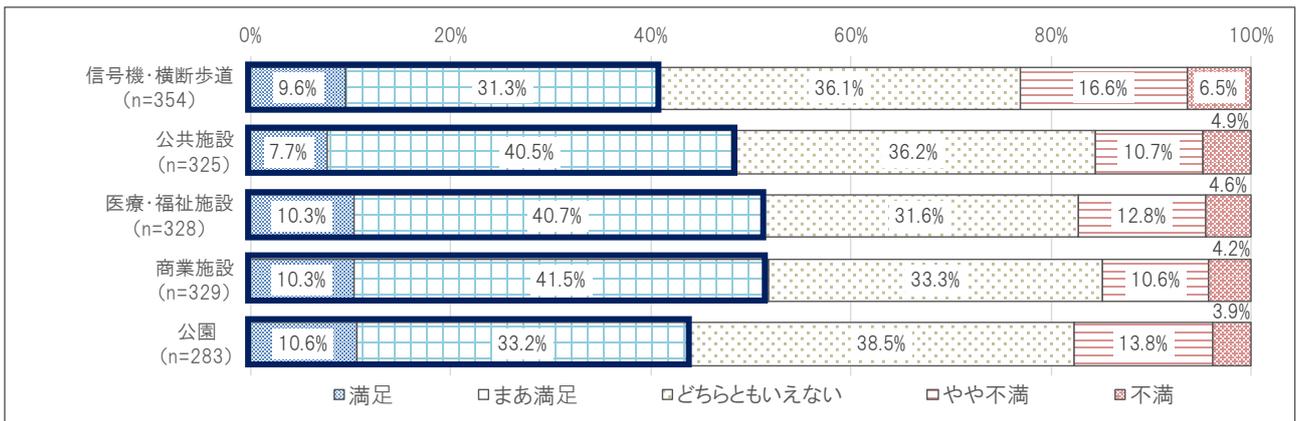
■ 車両



■ 道路



■ 信号機・横断歩道、建築物、公園



回答の傾向

- 戸田公園駅は駅前広場も含めて約 6 割と満足度が高いが、北戸田駅駅前広場・戸田駅駅前広場・下笹目バスターミナルの満足度は2割～3割と満足度が低い。
- 車両は、全体的に約 4 割は満足しているが、コミュニティバスについては約 4 割が不満を感じている。
- 道路は回答者の約半数以上が不満を感じている。
- 建築物は約 5 割、信号機・横断歩道、公園については約 4 割が満足と感じている。

設問4 市内のバリアフリーの課題について

■ 移動や施設を利用する際にバリアフリーの視点から困りごとがあれば教えてください。

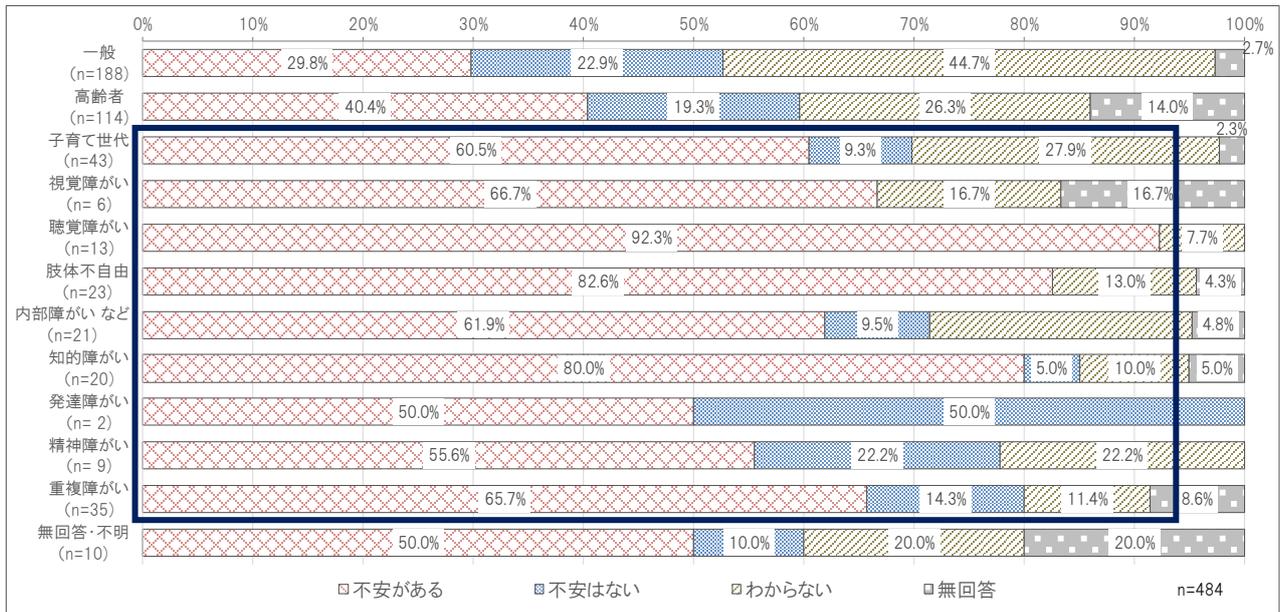
項目	主な意見
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ホームドアが未整備のため、設置してほしい。 戸田公園駅の拡幅改札口が1か所のみのため、混雑時にベビーカーが利用できないことが多い。一般改札では狭くてぶつかってしまう。 戸田駅に下りエスカレーターがなく不便である。 エレベーターが狭い。台数が少ない。 文字情報が少なく、遅延や事故等の緊急情報がわからない。
駅前広場・バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> 全ての駅前で段差が多く、歩道が狭いところがある。 鉄道駅からバス乗降場やタクシー乗降場に向かうまでに屋根がない。 車椅子利用者専用のトイレがない。 休憩用のベンチが少ない。
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバスは乗降しやすいが、ノンステップバスでない車両がある。 ベビーカーを畳みながら子どもと一緒に乗車しにくく、バス利用が不便。 乗降口の幅が狭く、ベビーカーが入れにくい。
コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の段差をなくしてほしい。 車内が狭いため、車椅子やベビーカーでの利用がしにくい。 ベビーカーで乗降する際、ベビーカーを畳んでから子どもを乗降させるため、サポートがほしい。
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> UDタクシーが少ない。一般的な車両では高齢者の乗降が大変である。 運転手の対応に差がある。
道路 (歩道、路側帯、自転車レーン等)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が狭い。 歩道の段差や傾斜が多く、車椅子やベビーカーで通行する際にがたつき、つまずいてしまう。 自転車レーンの利用マナーが悪い。レーン上に停車している車が多い。
信号機・横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> 音響式信号機が少ない(特に大きな道路)。 横断歩道と歩道に段差があり、車椅子やベビーカーでつまずくことがある。
建築物 (公共施設、医療・福祉施設、商業施設)	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校にエレベーターがない。 エレベーターが混雑しており、車椅子やベビーカーで利用する際に待ち時間が長い。 緊急情報に関する視覚的情報がない。 おむつ交換台だけでなく、大人用のベッドを設置してほしい。
駐車場 (一時利用)	<ul style="list-style-type: none"> 駐車ますの幅員や奥行きが狭い。 障がい者専用駐車ますに一般利用者が駐車しており、利用できない。 屋外駐車場の場合、障がい者専用駐車場には屋根をつけてほしい。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 出入口が狭い公園がある。 トイレは洋式でないと高齢者や障がい者が利用しにくい。 障がい者専用駐車場を整備してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に安全に避難・生活できるための対策をしてほしい。 車椅子使用者が1人で利用できる施設などが少ない。 スーパーのレジが自動化されてから使いにくい。

回答の傾向

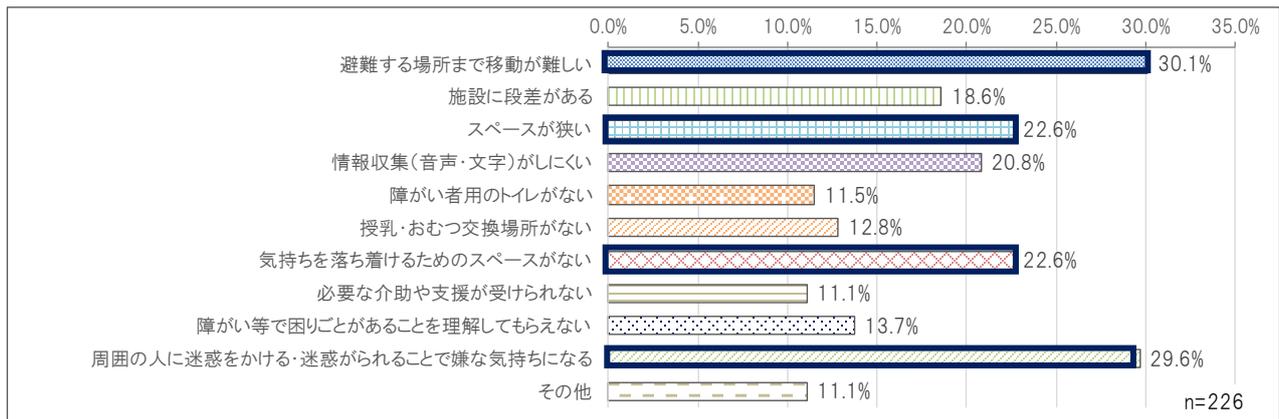
- 子育て世代は、バス乗降時の負担から利用を躊躇する傾向がある。車椅子使用者と同様に、サポートを求める声がある。
- 歩道が狭く、傾斜や凸凹による移動の不便さが、道路における不満が高い要因になっている。

設問5 災害時のバリアフリーについて

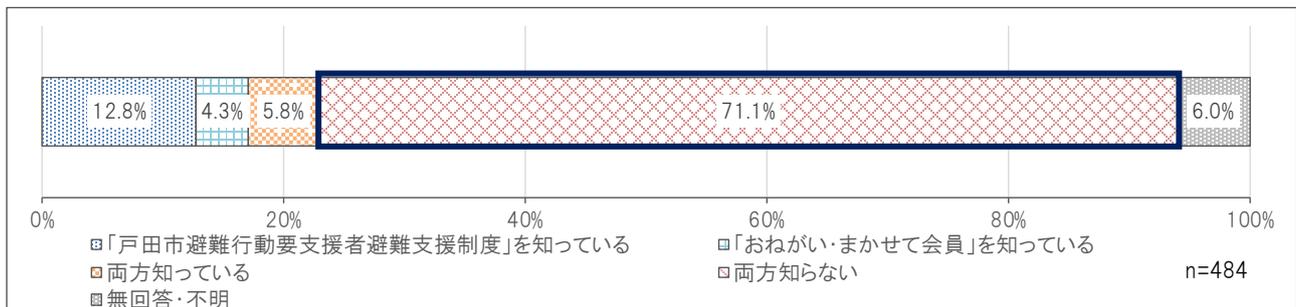
1) 災害時に避難する際、移動や避難所での生活について、バリアフリー上の不安はありますか。



2) 1) で「不安がある」とお答えの方は、どのような点が不安か教えてください。



3) 災害時にひとりで避難行動をとることが難しい人を支援する「戸田市避難行動要支援者避難支援制度」または「おねがい・まかせて会員」の仕組みを知っていますか。

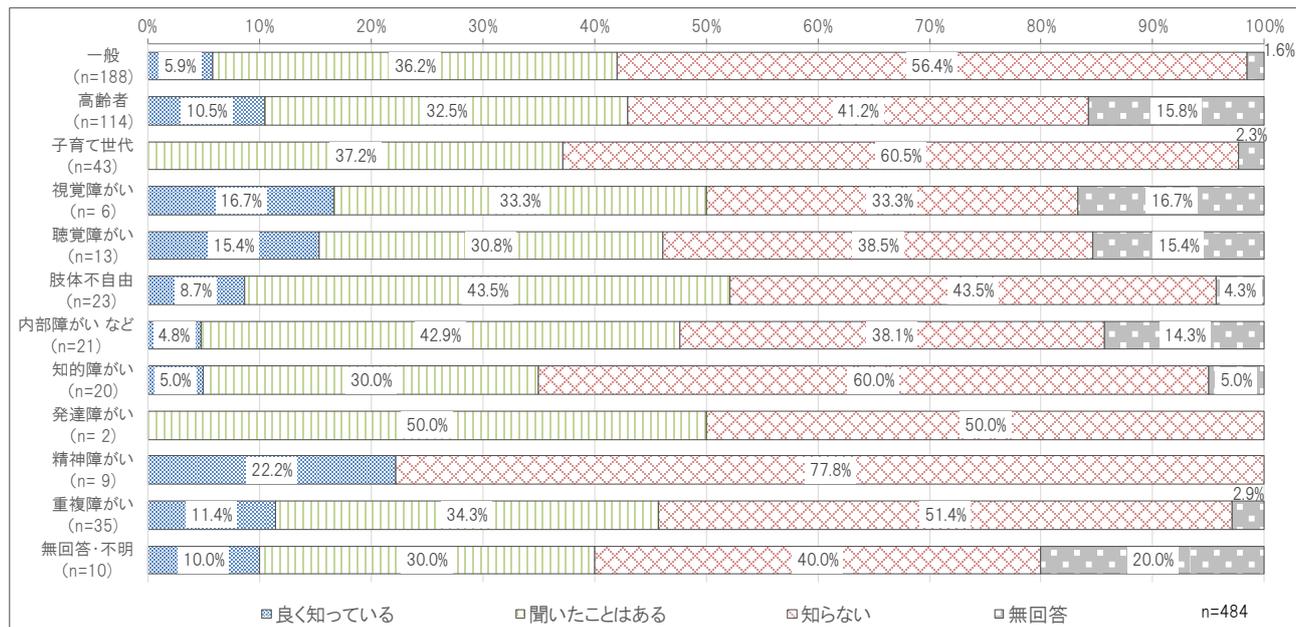


回答の傾向

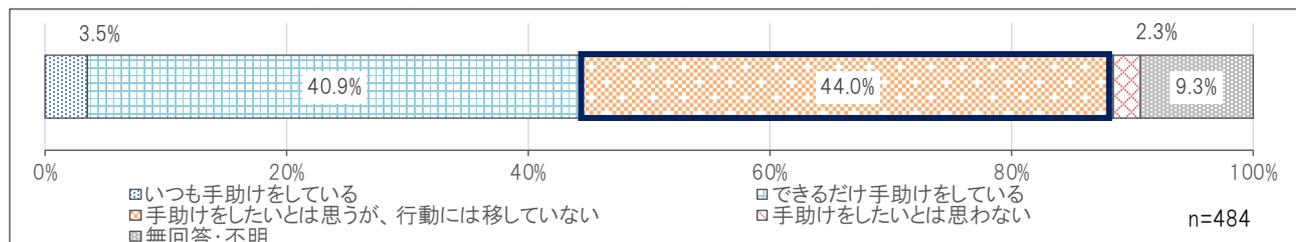
- ・ 子育て世代・障がい者の半数以上が災害時の避難に不安を感じている。
- ・ 主な不安点は、避難場所までの移動や避難場所のスペース、周囲の人との関係である。
- ・ 災害時の市民共助に関する仕組みについては、約7割の方が認知していない。

設問6 心のバリアフリーについて

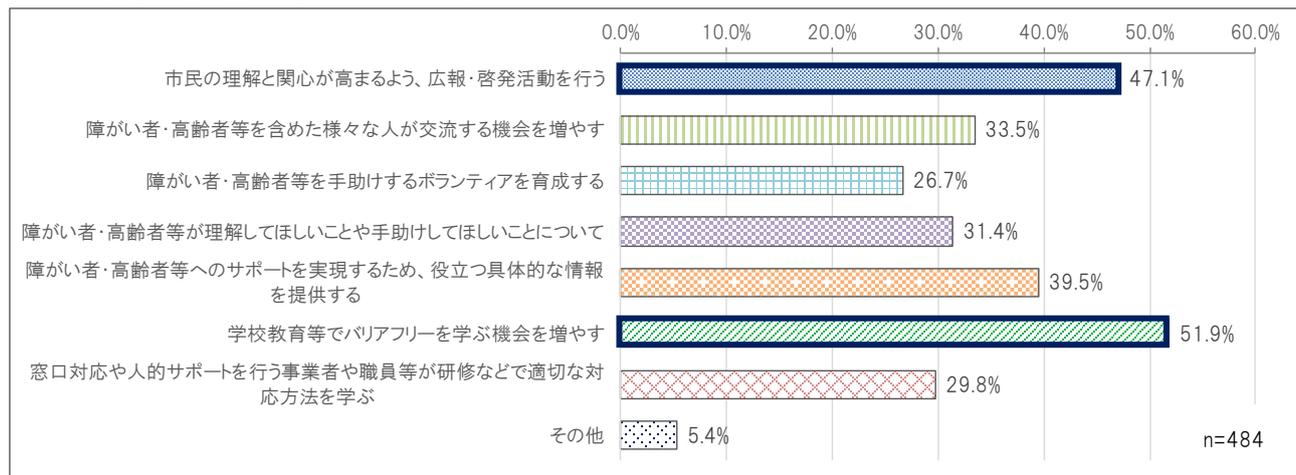
1) 「心のバリアフリー」について知っていますか。



2) あなたは、外出の際、車椅子の方が段差で進めなくなっていたり、視覚障がいを持っている方が駅で迷っていたりした場合、声をかけて手助けをしていますか。



3) あなたは「心のバリアフリー」を実現していくために、これからどのようなことが必要だと思いますか。(該当するものに○)



回答の傾向

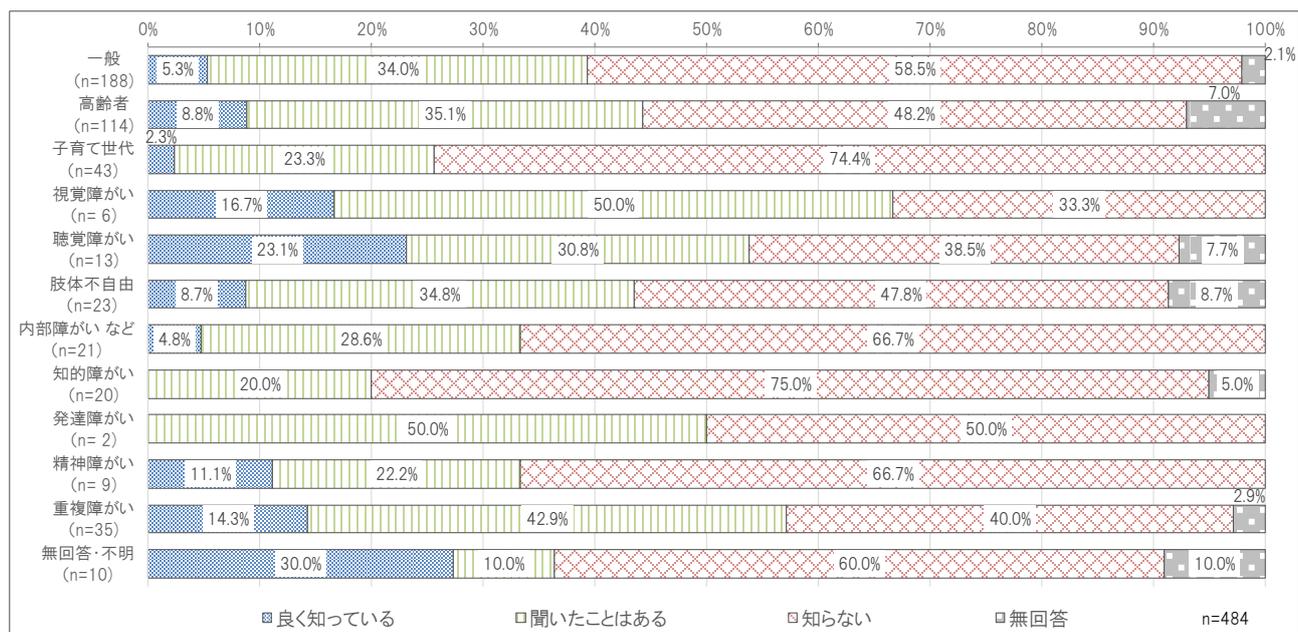
- 「心のバリアフリー」は、よく知っている方は 全体の1割以下と認知度が低い。
- 回答者のうち約4割が障がい者などへできるだけ手助けをしているが、反対に 手助けができていない方も約4割。
- 心のバリアフリーを実現するために必要と思われることは、「広報・啓発活動」や「学校教育等の学ぶ機会を増やす」が約5割。

設問7 情報のバリアフリーについて

1) 「情報のバリアフリー」について知っていますか。



2) バリアフリーマップについて知っていますか。



回答の傾向

- 全体的に「情報のバリアフリー」や「バリアフリーマップ」の認知度は低い傾向にあるが、視覚障がい者や聴覚障がい者、重複障がい者は半数以上がバリアフリーマップを認知している。

自由意見

- 実際に自分や両親等が障がいを持って、初めて不便さに気付いた。歩道の段差や傾斜など、安心して生活できるまちなしてほしい。
- 障がい者や高齢者、こども連れなど、困っている方への手助けができる人とつながれる活動があると良い。共生社会として必要と考える。

バリアフリー整備例

公共交通（鉄道）のバリアフリー化

転落防止設備

ホームドア又は可動式ホーム柵（乗降口が一定している等一定の条件に該当する場合に限る）

障害者用トイレ

- ・ トイレの構造等を音・点字等で表示すること
- ・ JIS規格に適合するピクトグラムを設置すること

乗車券等販売所、案内所

筆談用具を備え、筆談用具があることを表示すること

改札口

自動改札機には進入の可否を表示

段差・隙間解消設備

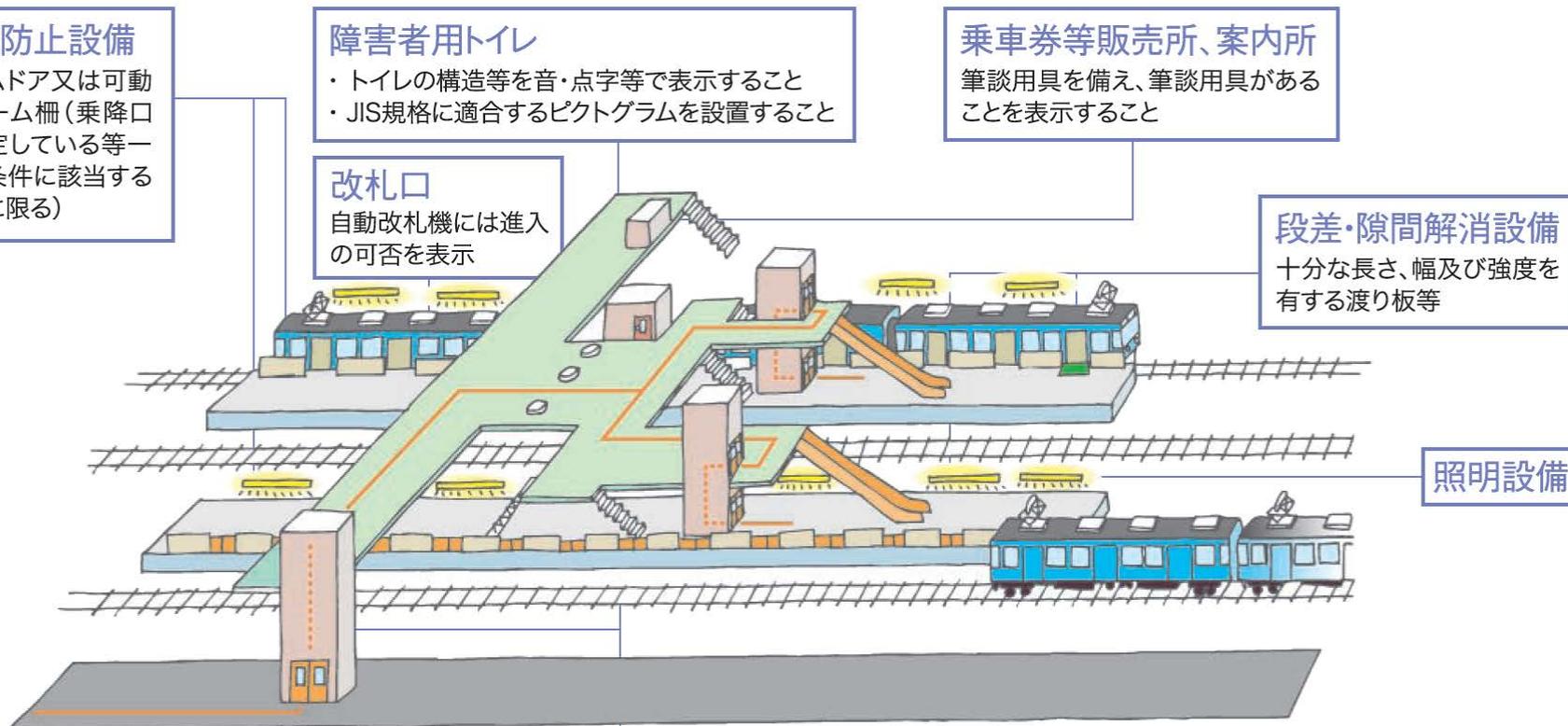
十分な長さ、幅及び強度を有する渡り板等

照明設備

エレベーター

- ・ かごの大きさは140×135cm以上とすること
- ・ 到着階及び出入口の戸の閉鎖について音声案内をすること
- ・ JIS規格に適合するピクトグラムを設置すること 等

— 移動等円滑化された経路



バリアフリー整備例

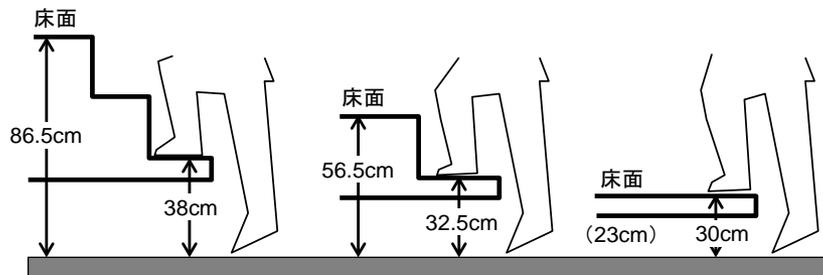
公共交通（バス）のバリアフリー化

ノンステップバスの導入

今までのバス

ワンステップバス

ノンステップバス



停留所への上屋の設置



バス停留所への正着※やニーリング※の実施



(イメージ)

- ※ 正着 高齢者や障害者等がバスに円滑に乗降できるように、バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
- ※ ニーリング バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗降しやすくする機能。

バリアフリー整備例

道路のバリアフリー化

バスに乗りやすい
歩道の高さの確保



視覚障害者
誘導用ブロックの
設置



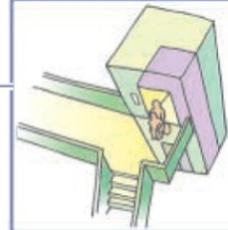
歩道の段差解消・
勾配改善



幅の広い
歩道の設置



エレベーターの
設置



案内標識の
設置



バリアフリー整備例

道路のバリアフリー化

市内事例(都市計画道路3・5・6号線)



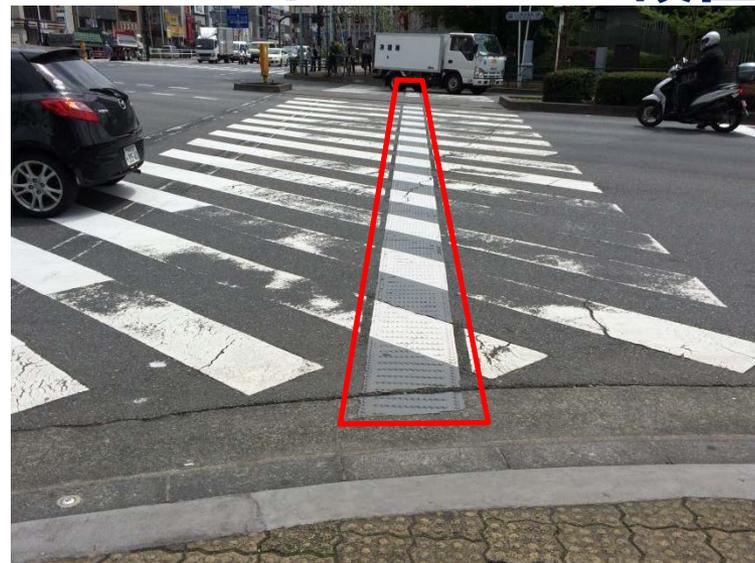
信号機等のバリアフリー化

音響式信号機等の導入



(イメージ)

エスコートゾーン※の設置



(イメージ)

※ エスコートゾーン 視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部を視覚障害者が認知できる突起を設け横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

バリアフリー整備例

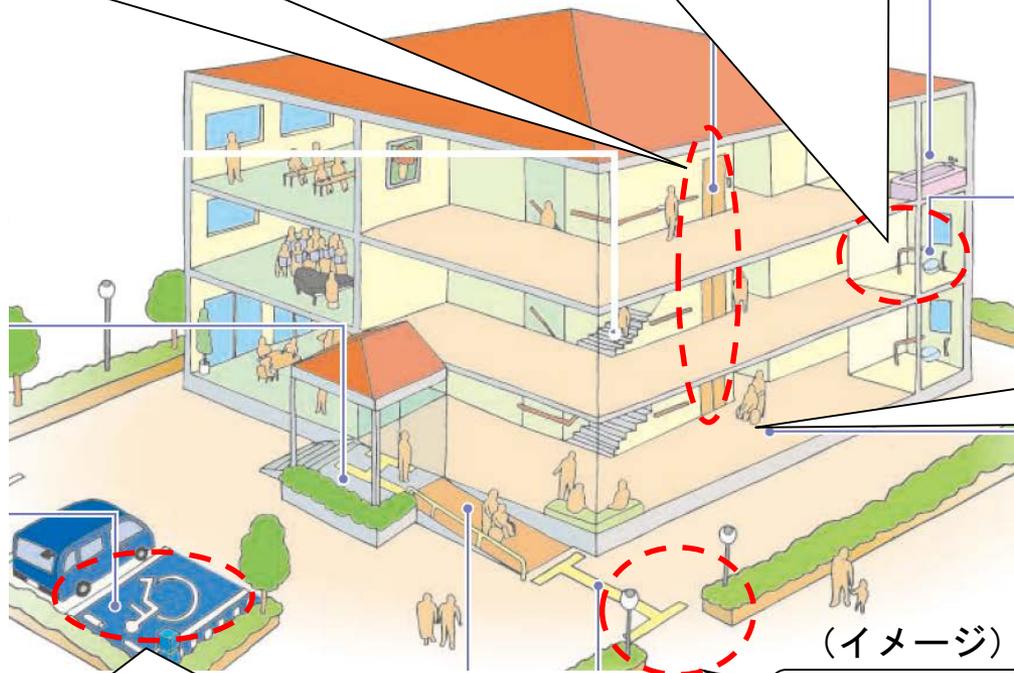
建築物のバリアフリー化

<エレベーター>

- ・押しやすいボタンの設置
- ・足下まで確認できる鏡の設置

<トイレ>

- ・車いすで利用しやすい空間の確保
- ・分かりやすく押しやすいボタンの設置



段差の解消
有効幅員の確保

(イメージ)

道路と建物の連続性配慮

利用者に配慮した駐車場の設置